

別紙②：特定技能宿泊についての課題と提言

【背景】

内外経済の動向資料 8P にあります通り宿泊施設稼働率と外食売上は急激に回復してきていますが、両業界はコロナ禍における営業規制時の一旦の人員削減により他業界や他社に転職した就労者が戻りきれていません。中でも宿泊は未だに 200 名にも至らない状況です。

特定技能施行 3 年半以上経過している中で宿泊の人数が伸びない背景として以下が挙げられます。

(1)

宿泊事業者含め多くの事業者は特定技能宿泊ではなく、技術・人文知識・国際業務の外国人を採用するケースが多い

【理由①】大卒者は 6 年間（日本語学校 2 年＋大学 4 年）、専門卒社は 4 年間（日本語学校 2 年＋専門 2 年間の日本での生活と社会活動をしているため、日本語の習熟度やホスピタリティの理解度を含め、技術・人文知識・国際業務の外国人を欲する。

⇒事業者は入管申請を翻訳業務等で入管申請し許可を得て、実態業務は清掃やベッドメイキング、荷物運びやレストランでの配膳業務をさせているケースが見受けられる。）

⇒不法就労助長罪に抵触するが、通告がない限り入管庁は実態把握ができない。もちろん、外国人本人も認識している者もいるが、自ら入管に通告すると自身が不法就労滞在となり母国送還の可能性があるため通告をしない。

【理由②】特定技能の雇用は雇用主に支援義務が発生し都度、入管に支援報告書の提出が求められそれを登録支援機関に委託ができるが毎月委託料がかかる。一方、技術・人文知識・国際業務に支援義務はないため雇用維持コストが安い。

(2)

特定技能宿泊は特定技能宿泊技能試験を合格し、且つ日本語能力試験が N4 以上でないと資格要件を充たさないが、そもそも特定技能宿泊技能試験の開催回数も開催場所も少ない（現状試験用の端末が 50 台しかないため同日に海外含め 2 箇所以上で開催できない）更に合格率は毎回 50%前後で低いときは 30%台。

上記課題について 9 月に観光庁に陳情した際、(1) に関してはその監理監督と法令遵守に向けた是正を行うのが入管庁とのことでした。

【課題】

以下に宿泊施設における人材の現状課題について整理します。

宿泊事業者の人手不足で困っているポジションは・チェックアウトとインの間の室内清掃（ベッドメイキング含む）やアメニティ交換、共用施設（トイレ、大浴場、レストラン、廊下など）の清掃の仕事です。

過去は日本人従業員も多く、・予約受付・フロント（チェックイン/アウト（清算））・館内/部屋案内・ホテルの広報/企画・レストランサービス（調理/ホール）・館内物販販売などをやりながら、前述した清掃の仕事も並行しながら行っていましたが、近年、日本人の就労人口減とインバウンド需要拡大もあり、宿泊施設の人材不足は深刻化を増しています。

ビジネスホテルなどはオンライン予約、アプリによる自動チェックイン/アウト、宿泊費の自動精算によるDX化を推進しますので、予約受付、チェックイン/アウト手続き（清算）業務は省人化ができてきていますが、前述の清掃の仕事については、機械化やロボット化のテクノロジーがまだまだ追い付いていないため人材が必要になります。

宿泊事業者が雇用できる外国人の就労系ビザ（身分系ビザを除く）は「特定技能宿泊」と「技術・人文知識・国際業務」ですが、やっかいなのが「特定技能ビルクリーニング」とかにばっってしまう点です。

●特定技能「宿泊」の資格業務について

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等、宿泊サービスの提供に関する業務です。更に日本人従業員がやっている通常付随して従事する関連業務（ベッドメイキング、清掃作業、館内販売など）にも従事できます。しかし、ベッドメイキングや清掃業務を専門に行ったり、ほとんどがその業務で占められる仕事は認められません。

●技術・人文知識・国際業務の資格業務について

母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする場合や、大学や専門学校で学んだ当該技術もしくは知識の関連する業務です。

たとえば外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当として施設案内業務、集客拡大のための本国旅行会社との通訳・翻訳業務、従業員に対する外国語指導の業務、旅行会社の外国人向けの宿泊プランの企画、外国人客専用のホテル専用のWEBサイトやパンフレットの作成など。

つまり、清掃やベッドメイキング、荷物運びやレストランでの配膳などは単純労働となるため認められません。

●宿泊事業者の特定技能ビルクリーニングの雇用について

室内清掃（ベッドメイキング含む）や室内アメニティ交換（衛生且つスピードが必要）や共用施設（トイレ、大浴場、レストラン、廊下など）の清掃の仕事を専門的に行う場合や、ほとん

どの業務がこの業務で占められる仕事の従事は特定技能ビルクリーニングの在留資格の仕事になります。特定技能ビルクリーニングはベッドメイキング業務も明示されています。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000878162.pdf>

しかし、宿泊施設(ホテルや旅館)が特定技能「ビルクリーニング」を雇用するには以下条件が必要になります。

1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に規定する

建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録(以下「知事登録」という。)を受けた営業所であること。

2) 特定技能外国人は知事登録を受けた営業所で直接雇用されるものであること。

3) 特定技能外国人の業務内容が厚生労働省が公表している職務記述書((3)を参照)に適合していること。

4) 厚生労働省が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。

5) 協議会に対して必要な協力を行うこと。また、厚生労働省による調査、指導等に協力すること。

○宿泊事業者がこの建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録をしているケースは稀です。

手続き費用は安価(5万円程度)ですが、登録申請に必要な資料添付は面倒です。

⇒ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/147683.pdf>

○ただし、特定技能はフルタイム雇用が義務付けられていますので、チェックアウトとインの間の室内清掃(ベッドメイキング含む)や室内アミにティ交換、やその他の清掃の業務が、毎日7時間以上はないのが現実のため、宿泊事業者が特定技能ビルクリーニングの雇用は現実的ではありません。

【提言】

上記課題解決と実態と法令の乖離是正のため以下を提言いたします。

- ・「特定技能宿泊」の資格業務を大幅に緩和。
- ・入管庁による宿泊事業者の「技術・人文知識・国際業務」雇用施設に対する立ち入り調査の実施。